

マイナンバーカードの保険証利用登録について

(ご確認ください)

医療機関や薬局では、令和 5 年 4 月からオンラインによる健康保険の加入資格を確認することが義務化されています。

医療機関や薬局の窓口で保険証やマイナンバーカードを提示した際に、健康保険の加入資格があるにもかかわらず、「資格が確認できません。」「無効になっています。」と言われてしまうことがあります。

多くの場合この原因は、ご自身が被保険者及び被扶養者のマイナンバーを会社に届出されておらず、健康保険の加入資格との紐づけができないためです。

医療機関や薬局で資格が確認できない（もしくは無効）と言われてしまった場合は、以下①②を行ってマイナンバーの届出状態を確認してください。

①ご自身でマイナポータルより、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録」が完了しているかを確認する
<https://myna.go.jp/> （マイナポータル公式 HP）

「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」

②会社へマイナンバーの届出をしていない場合は「ファストナンバー」アプリ（無料）をダウンロードして、会社へのマイナンバー届出をする（企業コード及び ID/PW が必要）

他に確認する方法として、医療機関や薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行うと、利用登録ができていないかを確認することができます。

上記対応を行った上で、マイナポータルで自身の健康保険証情報を確認できない場合や、保険証利用登録ができていない場合は、速やかに健康保険組合までご連絡ください。

※確認を行うために、個人番号や住民票に記載されている漢字・カナ氏名・生年月日・性別・住所の提出をお願いする場合があります。

以上、よろしくお願ひします。

ワールド健康保険組合